

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車取得税、都市計画税）	
要望項目名	独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止等に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構を廃止し、(独)高齢・障害者雇用支援機構に職業能力開発業務等を、(独)勤労者退職金共済機構に勤労者財産形成業務等を移管することとしている。</p> <p>このため、(独)高齢・障害者雇用支援機構に移管する職業能力開発業務等や、(独)勤労者退職金共済機構に移管する勤労者財産形成業務等について、業務移管後においても現行の非課税措置の適用を継続することを要望する。</p> <p>また、(独)高齢・障害者雇用支援機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対し、不動産取得税又は自動車取得税を非課税とする承継特例を設けることを要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等について、組織の移管を図ることに伴う非課税措置を講じること。</p>	
〔関係条文〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正する必要がある税法関係の法令の条文 地方税法第73条の4第1項第16号及び第17号並びに同法348条第2項第19号及び第19号の2、地方税法施行令第37条の3及び第37条の3の2並びに同法施行令第51条の4及び第51条の4の2、地方税法施行規則第7条の5及び第7条の5の2並びに同法施行規則第10条の10及び第10条の2 ○ 改正しないが関係する税法関係の法令の条文 (独)雇用・能力開発機構、(独)高齢・障害者雇用支援機構 地方税法第25条の2第2項、第52条第1項第1号、第72条の4第1項第2号、第72条の78第1項、第312条第1項、第701条の34第1項、第702条の2第2項、法人税法別表第1第1号、所得税法別表第1第1号、消費税法第6条第1項、第60条第4項、別表第1第5号及び第11号、別表第3第1号 (独)勤労者退職金共済機構 地方税法第72条の4第1項第2号、第72条の5第1項第1号、地方税法施行令第15条、地方税法第701条の34第2項及び同法第7項、地方税法施行令第56条の22 ○ 関連する厚労省所管法令の条文 独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号）、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）、勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号） 	
減収見込額	(初年度) — (平年度) — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務や勤労者財産形成業務等については、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定等を図るものであることに鑑み、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）を踏まえ、これらの業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、当該業務のより一層の円滑な実施を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務</p>	

	等については(独)高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務等については(独)勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが必要である。
本要望に対応する縮減案	なし。

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務、勤労者財産形成業務等について、「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、同業務を効率的・効果的に運営することができる組織へ移管することにより、より一層、職業能力の開発及び向上、勤労者の生活の安定を図り、もって福祉の増進と経済の発展に寄与することを目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様に非課税措置を要望。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	運営費交付金
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	運営費交付金
	要望の措置の妥当性	「雇用・能力開発機構の廃止について」を踏まえ、(独)雇用・能力開発機構において実施している職業能力開発業務等については(独)高齢・障害者雇用支援機構に、勤労者財産形成業務については(独)勤労者退職金共済機構に移管することにより、これらの業務の効率的・効果的な運営が可能となるよう実施体制を整備することが妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>昨年、「独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設」により（独）雇用・能力開発機構を含む独法関係の改正に係る税制改正を一括して要望したが、法案に係る検討が十分に進んでいなかったことから、昨年度要望は取り下げ、平成 23 年度に改めて要望することとなった。</p>